

## 大和市路上喫煙の防止に関する条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全及び安心を確保し、並びに受動喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。）の機会の低減に寄与し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

### 【解説】

路上喫煙については、たばこの火により他の歩行者に火傷を負わせたり、吸い殻のポイ捨てによりごみの散乱に繋がったりするなどの様々な問題が指摘され、大人のみならず、子どもにも深刻な影響を与えています。また、平成30年7月に健康増進法が改正されるなど、受動喫煙に関する社会情勢も変化してきています。

このような諸問題を未然に防止するため、この条例は、「だれもが清潔で安全、安心が感じられる」まちづくりを基本的な考え方として、路上における喫煙を規制することにより、市民等のだれもが安全、安心を感じられる快適な生活環境を保持することを目的としています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (5) 路上喫煙 道路等でたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為（自転車等に乗車中にたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をいう。ただし、これらの行為を、道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した喫煙場所で行う場合は、この限りでない。

### 【解説】

#### <第1項関係>

規制の対象とする場所は、「公共の用に供される屋外の場所」です。「公共の用に供される場所」とは、市民等が自由に通行できる場所を意味します。具体的には、条文に例示されている市内の道路

や駅前広場、公園や、条文には例示されていませんが、市・県・国が市内に所有又は管理する駐車場や駐輪場、通路、広場、河川、水路などの施設及び敷地などです。

「室内及びこれに準じる環境」とは、最終的には個別に総合的な判断をしますが、健康増進法では「外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合」を「屋内」としており、これが一つの目安となります。

<第2項関係>

市内の居住者だけではなく、通勤、通学、買い物、旅行などで市内の区域に滞在したり通過したりする者も対象としています。

<第3項関係>

営利活動を行う企業等だけでなく、NPO等の非営利団体も対象とします。また、法人格を持たない団体も対象とするため「もの」としています。

<第4項関係>

自転車や自動二輪車に乗車中の喫煙も、すれ違う際に、火の危険性や受動喫煙機会があるため、規制の対象としています。

<第5項関係>

歩きながらの喫煙だけではなく、立ち止まったり座ったりしての喫煙や、自転車等に「乗りながら」の喫煙も規制の対象としています。ただし、道路等の管理者が設置し、又は設置を許可した喫煙所、灰皿設備のある場所等での喫煙は例外としています。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止に係る意識の啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

【解説】

路上喫煙を防止し、市民等のだれもが安全、安心を感じられる快適な生活環境を保持するためには、喫煙者のみならず、非喫煙者も含めた意識の向上が必要です。

そのため、市は責務として、この条例の趣旨、目的を周知する活動など、普及啓発に関する必要な施策を推進しなければならないことを規定しています。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

## 【解説】

市民等及び事業者は、この条例の目的である市民等のだれもが安全、安心を感じられる快適な生活環境を保持するため、市が実施する施策に協力しなければならないことを責務として規定しています。

なお、健康増進法においては、すべての人は望まない受動喫煙を生じさせないための周囲への配慮義務があり、かつ、管理権限者は望まない受動喫煙を生じさせないように、国、都道府県、市町村などと相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされています。

### ※参考 健康増進法

(関係者の協力)

第二十六条 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(路上喫煙の禁止)

第5条 市民等は、市域において路上喫煙をしてはならない。

## 【解説】

通行する人の身体、持ち物等の安全を確保し、また受動喫煙機会の低減を図ることで、市民等のだれもが安全、安心を感じられる快適な生活環境を保持するため、市内全域の道路、公園など、屋外の公共の場所における喫煙を禁止します。

(路上喫煙重点禁止区域)

第6条 市長は、路上喫煙を特に規制する必要があると認める区域を路上喫煙重点禁止区域（以下「重点禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

**【解説】**

<第1項関係>

特に人通りの多い駅周辺等では、路上喫煙による被害や危険性、受動喫煙の機会がさらに増すこととなります。このため、市長は、路上喫煙を特に規制する必要があると認める区域を「路上喫煙重点禁止区域」として指定しています。

<第2項関係>

「路上喫煙重点禁止区域」を指定したときは、周知する必要があるため告示することとしています。

(重点禁止区域の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

**【解説】**

市長は必要があると認めるときは、重点禁止区域の指定を変更し、又は解除できるようにしています。また、重点禁止区域の指定を変更し、又は解除したときは、周知する必要があるため告示することとしています。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

この条例に規定する事項以外で、条例の施行に関して必要な事項については、施行規則で定めることを規定しています。

(罰則)

第9条 重点禁止区域において、第5条の規定に違反した者は、2,000円の過料に処する。

**【解説】**

罰則は、重点禁止区域内において、市から路上喫煙を止めるよう注意・指導され、さらに命じられても、これに従わなかった違反者に2,000円の過料を科すものです。

罰則規定を設けることは、違反者を罰すること自体が目的ではありません。路上喫煙による迷惑

な行為、危険な行為の未然防止として、罰則を適用することによる抑止効果を活かしながら、条例の趣旨、目的の周知を図ることにあります。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**【解説】**

条例の施行日を定めるものです。